



® 平成31年 4 月 11 日(木)

No. 14910 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆マリカー判決から見る商標法と不正競争

防止法の関係…………… (1)

☆特許庁人事異動…………… (10)

マリカー判決から見る商標法と 不正競争防止法の関係

MASSパートナーズ法律事務所

弁護士 柳澤 俊貴

第1 はじめに

今回は、東京地判平成30年9月27日(平成29年(ワ)第6293号)のいわゆる「マリカー判決」を取り上げる。本件裁判例では、他の訴訟ではあまり見られない、周知標示に基づく登録商標に係る不正競争行為の差止請求の可否や登録商標の抗弁の成否が争点になった。これらの争点は、商標法と不正競争防止法の関係を考えるうえで非常に有意義な争点である。

なお本稿では、本件裁判例及び本件裁判例の被告が有していた登録商標「マリカー」への異議申立てを紹介したうえで、登録商標の抗弁や商標権と不正競争防止法に基づく権利行使に関する問題について検討していく。

第2 本件裁判例の判示内容

1 事案の概要

医薬・化学・バイオ分野専門の特許調査・解析

JAICI
化学情報協会

知財情報センター



0120-921-997

E-mail: ships@jaici.or.jp



SHIPS

特許調査 SHIPS



ぜひ一度 SHIPS を
お試しください!

過去の調査実績: 医薬(製剤含む)、農薬、遺伝子、細胞、
抗体、食品、化粧品、ポリマー、有機 EL、電池、他多数

本件裁判例は、「マリオカート」の商標権を有する原告である任天堂(以下、「原告」という。))が、「マリカー」の標章を用いて自動車のレンタル等を行う被告であるマリカー(現:MARIモビリティ開発。以下、「被告」という。))に対し、「マリオカート」の略称名にあたる「マリカー」を使用する行為は、不正競争防止法2条1項1号又は2号の不正競争に当たるとして、損害賠償請求及び「マリカー」の使用の差止めを求めた事案である。本件裁判例では、「マリオカート」の略称名となる「マリカー」の周知性が問題になると共に、被告は「マリカー」を商標登録していたことから原告による不正競争防止法上の請求が認められるかが問題となった。

なお、本件裁判例で原告はその他、著作権に基づく種々の請求をしているが、紙面の関係上、今回は割愛する。

2 判示内容

「イ 原告文字表示の周知性

・・・『マリカー』は、・・・『マリオカート』の略称として使用されている表示である。・・・そして、『マリカー』は、①ゲームソフト『マリオカート』の略称として、遅くとも平成8年頃には、ゲーム雑誌において使用されていて・・・、②少なくとも平成22年頃には、ゲームとは関係性の薄い漫画作品においても何らの注釈を付することなく使用されることがあったこと・・・、③被告会社が設立される前日である平成27年6月3日には、その一日をとってみても、『マリオカート』を『マリカー』との略称で表現するツイートが600以上投稿されたこと・・・が認められる。また、被告会社の設立後においても、テレビ番組においてタレントが、子供の頃から原告のゲームシリーズである『マリオカート』の略称として『マリカー』を使用していたと発言し・・・、本件訴訟提起に係る報道が出された後には、複数の一般人から、被告会社の社名である『マリカー』が原告のゲームシリーズ『マリオカート』を意味するにもかかわらず、被告会社が原告から許可を得ていなかったことに驚く内容の投稿がされた事実が認められる・・・。これらの事実からすると、原告文字表示マリカーは、広く知られていたゲームシリーズである『マ

リオカート』を意味する原告の商品等表示として、本件証拠上、遅くとも平成22年頃には、日本全国のゲームに関心を有する者の間で、広く知られていたということができる。そして、日本においてゲームに関心を有する層は相当広範囲にわたっていることは明らかであり、観光の体験等で公道カートを運転してみたい一般人も含まれ、原告文字表示マリカーは、日本全国の本件レンタル事業の需要者において広く知られていたと認めることができる。」

「被告標章第1と原告文字表示との類否

被告標章第1のうち被告標章第1の1(マリカー)は、原告文字表示マリカーと外観、称呼が同一であるから、同一の標章と認められる。また、被告標章第1のうち被告標章第1の2ないし4(MariCar、MARICAR、maricar)は、いずれも大文字と小文字のアルファベットから構成されており、原告文字表示マリカーとは外観において異なるものの、称呼はどちらも『マリカー』であり同一である。また前記各被告標章は、ひとまとまりの語として独自の意味をもった英語その他の外国語の単語と認識されるものではないが、『Car』『CAR』『car』との部分については、英語における『車』と同一の綴りであるから、全体として『マリ』と『車』を結合したものとの観念を生じさせる。そして、前記のとおり『マリオカート』が広く知られており、ゲームシリーズである『マリオカート』が『マリオ』等のキャラクターがカートに乗車して様々なコースを走行することなどを特徴とすることなどを考慮すると、『マリ』は『マリオ』を連想させ、『車』はカートを連想させることからすれば、両者の観念は類似するといえ、前記各被告標章と原告文字表示マリカーは類似のものとして受け取られるおそれがあるというべきである。したがって、被告標章第1は原告文字表示マリカーと同一若しくは類似の標章と認めることができる。」

「混同を生じさせるおそれの有無

・・・原告文字表示マリカーは、本件証拠上、遅くとも平成22年頃には、広く知られていたゲームシリーズである『マリオカート』を意味する原告の商品等表示として、本件レンタル事業の日本全国の需要者の間においても広く知られていたと